ＰＦＯＳ又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

第１　ＰＦＯＳ又はその塩であること又はＰＦＯＳ又はその塩が使用されている製品であること及びＰＦＯＳ又はその塩が第一種特定化学物質であること。

第２　ＰＦＯＳ又はその塩の含有率

第３　注意事項

１　ＰＦＯＳ又はその塩を譲渡し、若しくは提供する場合又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）第９条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第１号若しくは第２号に規定する製品を譲渡し、若しくは提供する場合

⑴　ＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（ＰＦＯＳ又はその塩が使用されている製品にあっては、含有されている当該ＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること）に留意し、水への混入の防止、廃水の回収等によりＰＦＯＳ又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

⑵　移替え等の作業は、飛散又は流出する量が最少の量となる措置を講ずることとし、飛散又は流出した場合には、布等により直ちに拭き取ること。

⑶　ＰＦＯＳ又はその塩を含む廃水については、可能な限り当該廃水を回収するための措置を講ずること。

⑷　漏出したときは回収するよう努めること。

⑸　廃液等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

２　令第９条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第３号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

⑴　業務用写真フィルムに使用されているＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、現像液及び定着液の回収等により、ＰＦＯＳ又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

⑵　現像作業を行うときは、使用済みの現像液及び定着液を回収すること。

⑶　業務用写真フィルム又は廃液等のうち、廃棄物となったものは、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

３　令附則第３項の規定により読み替えて適用する令第９条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第４号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

⑴　消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、ＰＦＯＳ又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

⑵　泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、布等により直ちに拭き取ること。

⑶　漏出したときは回収するよう努めること。

⑷　回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

第４　表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所

○農林水産省告示第七百三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項の規定に基づき、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百三十四号（種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

表アカシアの項中「アカシア」を「アカシア（アカシア　コグナータを除く。）」に改め、同項の次に次のように加える。

アカシア　コグナータ	樹型、樹姿、樹高、株の幅、分枝の着生の向き、分枝の湾曲の強弱、分枝の粗密、分枝の発生の多少、節間長、葉の長さ、葉の幅、葉の形、新葉の主な色、成葉の主な色、葉の斑の有無、葉脈の明瞭性、花序の直径、花序の主な色

表アカリファ　ウィルクシアナの項を次のように改める。

アカリファ　ウィルクシアナ	茎の長さ、茎の太さ、茎のアントシアニン着色の強弱、一次分枝の数、節間長、葉身の長さ、葉身の幅、葉身のねじれの強弱、葉身の形（葉身のねじれが強の品種を除く。）、葉身の先端部の形（葉身のねじれが強の品種を除く。）、葉身の周縁部の切れ込みの深さ、葉身の表面の凹凸の強弱、葉身の色、葉の斑の有無、葉身の斑の分布、葉身の斑の色、葉身の斑の幅（斑が周縁部に入る品種に限る。）、上位葉と下位葉の色の相違の有無、葉柄の長さ、雌花序のほうの大きさ

表アクティノツスの項を次のように改める。

アクティノツス	草型、草丈、株の幅、茎の太さ、節間長、一次分枝の数、着らい一次分枝の数、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の色、葉片の幅、葉柄の長さ、葉の表面の毛じの密度、花房の形、花の直径、花序の中心部の直径、花序の軸の長さ、総ほう片の長さ、総ほう片の幅、総ほう片の形、総ほう片の主な色、総ほう片の複色の有無、総ほう片の二次色、総ほう片の数、開花習性

表ふくじゅそうの項を次のように改める。

ふくじゅそう	草丈、茎の太さ、茎の色、葉の長さ、葉の幅、葉の色、がくの大きさ、がく片の色、花型、花の直径、花の中心部の色（段咲き品種に限る。）、花の中心部の周辺の色（段咲き品種に限る。）、花弁の形、花弁の先端の形、花弁の先端の曲がりの有無、花弁の長さに対する花弁の先端の切れ込みの深さ、花弁の表面の主な色、花弁の表面の複色の有無、花弁の表面の複色の色、花弁の裏面の主な色、花弁の裏面の複色の有無、花弁の裏面の複色の色、雄ずいの弁化の有無、開花期